

Covid-19の状況下における社会保険、健康保険、失業保険の政策に関するアラート

決議 No. 09/2021/NQ-HDND
決議 No. 68/NQ-CP 及び決定 No.
23/2021/QD-TTg

2021年08月11日



概要

ホーチミン市社会保険庁は、社会保険、失業保険、健康保険の加入者への給付内容を迅速に伝えるために、TS24 Joint Stock CompanyとCentre for Supporting Enterprise Development (CSED)と共同で、Covid-19パンデミックの状況下における多くの支援スキームに関連するオンラインライブストリームダイアログを開催しました。

ホーチミン市人民委員会が発行した決議 No. 09/2021/NQ-HDND、政府首相が発行した決議No. 68/NQ-CP及び決定 No. 23/2021/QD-TTgに基づき、以下についてアップデート致します。

1. 労災保険、健康保険への拠出率の引き下げ。
2. 退職・遺族基金への拠出金の一時停止。
3. 従業員の雇用維持のためのトレーニングプログラムの支援。
4. 労働契約を一時的に停止した従業員、無給休暇を取得した従業員に対する一時手当。
5. 一時帰休（休職）または退職を余儀なくされた従業員に対する手当。
6. その他留意事項



Covid-19の状況下における社会保険、健康保険、失業保険の政策に関するアラート

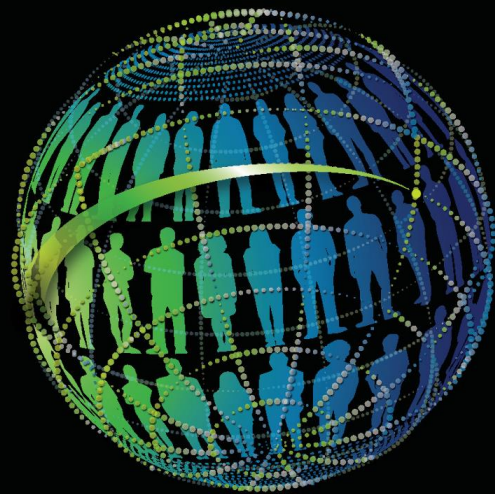
決議 No. 09/2021/NQ-HDND
 決議 No. 68/NQ-CP 及び決定 No. 23/2021/QĐ-TTg

2021年08月11日

留意事項

01 労災保険、健康保険の保険料の引下げ

- 社会保険庁は、保険料の一時的な引下げ額を事業主に通知しました。
 これに基づき、各事業主は、Covid-19防止活動のために労働者を支援する活動に資金を使う事ができるようになります。
- この期間中、上記の保険に加入している従業員は、引き続き政府からの保険金を受け取ることができます。事業主は、これらの保険料の引き下げによって得た資金を、従業員の為のCovid-19予防の目的で使用する義務があります。
- しかしこれまでのところ、同資金の使用に関する具体的なガイダンスはまだ発表されておらず、税務上の取り扱いについても同様です。そこで、事業主は以下を行うことが推奨されます。
 - Covid-19検査キットや、Covid-19予防のためのその他の器具・設備の購入に資金を使うこと。その場合、企業は公式のインボイスを、税務上の目的のために保管しておく必要があります（該当する場合）。
 - または、従業員に直接支払いが行われるような場合、企業はその支払いを受ける個人の署名入りリストを作成する必要があります。



Covid-19の状況下における社会保険、健康保険、失業保険の政策に関するアラート

決議 No. 09/2021/NQ-HDND
決議 No. 68/NQ-CP 及び決定 No.
23/2021/QD-TTg

2021年08月11日



留意事項

02 退職・遺族基金への拠出金の一時停止

- 政府が発行した2020年4月9日付 決議No. 42/NQ-CP 及び 2020年10月19日付決議No. 154/NQ-CPによると、Covid-19の影響を受けている事業主のため、退職・遺族基金への拠出が引続き停止となります(2020年4月に比較して15%以上の人員削減を余儀なくされた企業が対象)。
- Decision 23/2021/QD-TTgは、社会保険へ加入している労働者の削減率の計算及び拠出の一時停止に関する詳細なガイダンスを提供しています。停止期間は申請日から6ヶ月となりますが、決議No. 42/NQ-CPを適用した場合は12ヶ月を超えないこととされています。
- 事業主はこの決定に従い、本決定に基づくForm01の申請書を、社会保険料の支払先である社会保険庁に提出し、同じく、コピー1部を監督機関（DOLISA）に提出するものとされています。社会保険庁は当該書類を5営業日以内に処理することとされています。



Covid-19の状況下における社会保険、健康保険、失業保険の政策に関するアラート

決議 No. 09/2021/NQ-HDND
決議 No. 68/NQ-CP 及び決定 No. 23/2021/QĐ-TTg

2021年08月11日

留意事項

03 従業員の雇用維持のためのトレーニングプログラムの支援

- 事業主は、トレーニング、再トレーニング、スキルアップのために、雇用保険基金から財政支援を受ける権利を有します（支援を要請する時点までに12ヶ月以上基金への拠出がある場合に限る）。
- 最大手当は、従業員一人当たり1,500,000VND/月で最長支援期間は6ヶ月となります。
- 事業主は、申請書を本社所在地の省のDOLISAに提出し手続きを受けることとなります。

04 労働契約を一時的に停止した従業員、無給休暇を取得した従業員に対する一時手当

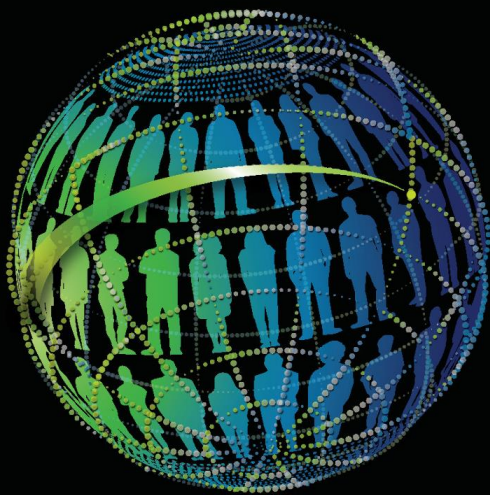
- Covid-19の予防及び管理を目的として、国家が管轄する機関の要請により、労働契約が一時中断されたり、無給休暇の取得を余儀なくされた従業員は、一回に限り支援を受ける権利があります。具体的な内容は以下の通りです：
 - 連続15日から1ヶ月未満までの一時停止又は無給休暇の場合：一人当たり1,855,000VND
 - 1ヶ月以上の一時停止又は無給休暇：一人当たり3,710,000VND



Covid-19の状況下における社会保険、健康保険、失業保険の政策に関するアラート

決議 No. 09/2021/NQ-HDND
決議 No. 68/NQ-CP 及び決定 No. 23/2021/QĐ-TTg

2021年08月11日



留意事項

05 一時帰休（休職）または、退職を余儀なくされ従業員に対する手当

2021年6月末に、ホーチミン市人民評議会は、ホーチミン市におけるCOVID-19パンデミックの影響を受けた人々への支援パッケージの実施に関する決議No.09/2021/NQ-HDNDを発行しました。なお、決議No.09に基づいて給付金を受け取っている従業員が、決議No.68および決定No.23の条件を満たしている場合、社会保険庁に書類を提出することにより、差額を受け取ることができます。

一時帰休（休職）を余儀なくされた従業員のための支援

- 労働契約に基づき勤務する従業員は、労働法第99条第3項の規定により休職扱いとなり、所轄官庁の要求により隔離または封鎖された地域にいた場合、**1,000,000VND/人**の一回限りの手当を受け取ることができます。
- 事業主は、休職時点の給与に応じて社会保険への拠出することが求められる。（退職金の金額は事業主と労働者の合意によります）最初の14日間の休業中の給与は、地域共通の最低給与に相当するものでなければならず、その後の残りの給与は、事業主と労働者の合意によります。事業主は、本社所在の地区の人民委員会に申請書を提出する必要があります。

退職（労働契約の解除）を余儀なくされた従業員のための支援

- 強制社会保険に加入しているが失業手当の対象とならない従業員は、Covid-19の影響で労働契約の解除を余儀なくされた場合、**一人当たり3,710,000ドン**の一時手当を受け取ることができます。従業員は、この手当を受け取るためには、申請書を雇用サービスセンターに提出する必要があります。
- 妊娠中の従業員は、**一人当たり1,000,000ドン**の追加手当を受け取ることができます。
- 子育て中又は6歳未満の子供の養育をしている従業員は、無給休暇/労働契約の一時中断/解除の際に、**6歳未満の子供一人当たり1,000,000ドン**の追加手当を受け取ることができます。

従業員に対し生産回復及び解雇の為の手当を支払うための、事業主への資金の融資

- 必要な条件を満たした事業主は、影響を受ける従業員の地域共通最低賃金に相当する額を上限に、3ヶ月を超えない範囲でのローンを借り入れることができます。
- 当該ローンに係る利息はありません。事業主は、本社所在地にある社会政策銀行に融資申請書を送付する必要があります。

Covid-19の状況下における社会保険、健康保険、失業保険の政策に関するアラート

決議 No. 09/2021/NQ-HDND
決議 No. 68/NQ-CP 及び決定 No. 23/2021/QĐ-TTg

2021年08月11日

留意事項

06 その他留意事項

- 事業主は、2021年7月にすでに雇用保険及び健康保険を0.5%の料率で支払った場合、その超過支払額は、社会保険庁への通知なしに、翌月の社会保険料と相殺する事ができます。
- Covid-19に感染した従業員が退院した際に、治療及びCovid-19の完治した旨の証明書があれば、フォームC65を提出する事で傷病保険金を受け取ることができます。
- 現在、ホーチミン市雇用サービスセンターは現在、首相決定16号に基づき、隔離地域にいる従業員が失業保険の書類を速やかに提出し、社会的距離のある期間に金銭的な支援を受けられるよう、いくつかの支援策（郵便による失業保険書類の送付、ホットラインやZaloアプリケーションによる従業員の支援など）を実施しています。
- 事業主は、事業の停止期間中でも従業員の健康保険料を拠出する事は可能です。





Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Takada Koki
Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14587
ktakada@deloitte.com



Ito Takahiro
Manager, Japanese Services Group
+84 24 71050 249
takahito@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.